

## 佐賀市自殺対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関、団体等と緊密に連携して、自殺対策を効果的かつ総合的に推進するため、佐賀市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次のとおりとする。

- (1) 自殺の実態に関すること
- (2) 自殺対策に関すること
- (3) 関係機関における役割と連携に関すること
- (4) その他、自殺対策の推進に関して必要なこと

### (組織)

第3条 協議会は、委員14名以内をもって組織する。

2 協議会は、各種団体の代表者、地域活動に関わる者等のうちから市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康づくり課が処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。